

## 東京女子医科大学外科学第二講座同門会会則

### 第1条

本会は東京女子医科大学外科学第二講座同門会(旧第二外科同門会・内分泌外科同門会)と称する。

本会の事務局は東京女子医科大学外科学第二講座医局内におく。

### 第2条

本会は該当する医学の進歩・発展に寄与し、会員相互の医学知識の交流と向上に資することを目的とする。

### 第3条

本会は第2条の目的を遂行するため次の事業を行う

1. 学術集会、総会を開催し、以下の内容の同門会賞を決定、表彰する。

目的： 本賞は同門会の若手医師の研究奨励を目的とし、1年間に掲載された論文のうち、優秀な論文に対し与えられる。

対象論文：医師免許取得後15年以下の医師による論文を対象とし、前年1月1日より12月31日までに学術誌に掲載された原著論文と症例報告とする。但し、筆頭者または共著者の所属として教室員の記載を必要とする。

選考法： 同門会に委嘱された選考委員により優秀と判断された論文に対し、本賞を授与する。選考委員は原著論文、症例報告について検討し、各々に最優秀論文を選び投票により決定する。

奨励金： 同門会より研究会奨励金を授与する。

2. その他本会の目的に沿い、役員会、幹事会の議決により定められた企画を行う。

3. 常任幹事会を必要に応じて開催する。

4. 総会を年一回以上開催する。

## 第4条

本会の会員は正会員、特別会員、名誉会員、物故会員とする。

### 1. 会員

教室に2年以上在籍した者、および現在、在席している者とする。

### 2. 特別会員

教室との関連が深く、幹事会に於いて推薦された者とする。

### 3. 名誉会員ならびに名誉会長

同門会及び医局に対し多大な功績のあったもの、65歳以上かつ20年以上在籍しているものを名誉会員とし、同門会会長に就任した者を名誉会長とする。

### 4. 役員

本会は次の役員を置き、会の運営にあたる。

役員任期は2年とし、再任をさまたげない。

- |     |      |     |
|-----|------|-----|
| (1) | 会長   | 1名  |
| (2) | 副会長  | 3名  |
| (3) | 常任幹事 | 若干名 |
| (4) | 幹事   | 若干名 |
| (5) | 会計監査 | 2名  |

## 第5条

会員相互の絆を深めるために以下の協力事業などを行う。

### 1. 同門会員の開業

同門会員の開業に際しては、記念品を贈呈する。

### 2. 冠婚葬祭

同門会会員の結婚式には御祝儀として3万円、葬儀に関しては同門会会員本人の場合3万円、両親、子供、配偶者の場合は1万円とし、供花を行う。

### 3. 同門会員の病氣療養について

同門会員の病氣療養については、会長または副会長の判断で

適宜お見舞い、協力を行う。

## 第6条

適正な会計に務める

1. 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。
2. 本会の経費は会費、寄付金および、その他の収入をもってこれに充てる。
3. 年会費は6,000円とする。

## 付則

本会則は平成28年5月より発効する。

会則の変更は幹事会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

その他の事項については幹事会の決定に委ねる。